

### 「まっちゃん朝市」は、毎月第3日曜日に開催!

期日 3月20日(日) 午前6時ごろ～  
場所 不知火町松合の本町通り商店街  
主な内容  
○採れたての魚介類や農産物の販売  
○地元特産の「みぞ詰め放題」  
○人気のえび入りだご汁販売 など

#### —出店者を募集します!—

あなたの自慢の採れたて野菜やフルーツ、新鮮な魚介類・海藻などを、まっちゃん朝市に出店してみませんか。詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 まっちゃん活かそう会会長・坂本  
☎42-2003  
不知火支所産業課商工観光係  
☎33-1111 (内線221)



朝市恒例「みぞ詰め放題」あなたも挑戦してみては?



### はる市ぼん 松橋初市を開催

2月19日・20日の両日、松橋町の本町通り、栄町通り一帯で開催され、植木をはじめとした各種露店、フリーマーケットが出店。特産品コーナーも設けられ、たくさんのお買い物客でにぎわいました。

### 上水道・簡易水道加入の方へ 水道課

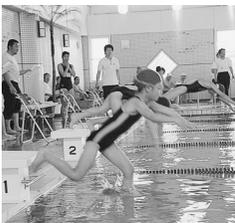
2月から水道使用量の検針方法が、旧5町で統一したハンディ器による検針となりました。「使用量のお知らせ」等が、ハンディ器で発行するため、用紙や書式が変わりましたのでご注意ください。なお、「口座振替のお客様」には、これまで毎月「領収書」を発行しておりましたが、1月分の口座振替分から3月の検針時に「領収済のお知らせ」と使用量を併せて発行することとなりました。

### 水道の検針にご協力を

検針員が、毎月お客さまのお宅を水道メーター検針にお伺いしていますが、次の事項にご協力をお願いします。  
○飼い犬は、メーターボックスから離れた所につないでください。  
○メーターボックス内はいつもきれいにしてください。

当日はプールを無料開放するほか、自由に参加できるプログラムも用意しました。皆さんぜひおいでください。  
日時 3月27日(日)  
午前10時～午後4時  
場所 不知火温水プール  
参加対象 子ども(小学2年生までは保護者同伴)から大人まで ※泳げない人歓迎

### 開館7周年記念イベント 不知火温水プール



冬でもあったか〜い温水プール

※測定器による健康チェック(体重・体脂肪・血圧・脈拍)も実施します。  
その他  
○先着200人へ記念品を準備します  
○イベント開催時間内での傷病者については、応急処置は行いますが、その他の事故については自己責任で対応をお願いします  
※イベント終了後は閉館いたします。ご了承ください。  
問合せ先 不知火温水プール ☎33-6678

○メーターボックスの周りや上には、物を置かないでください  
問合せ先 本庁水道課 ☎32-1020  
または各支所水道課  
三角水道事務所 ☎52-2329  
不知火水道管理センター ☎33-0047  
松橋市民センター ☎32-1111  
小川支所 ☎43-1111  
豊野支所 ☎45-2111

プログラム(参加自由)  
○午前11時～水中運動  
○午後1時～ワンポイント泳法指導(大人・子ども対象)  
○午後2時30分～着衣泳法(子ども対象)  
※測定器による健康チェック(体重・体脂肪・血圧・脈拍)も実施します。

## 冬の省エネキャンペーン

12月1日～3月31日 資源エネルギー庁

厳しい寒さも少し和らいできた気もしますが、まだまだ暖房が手放せません。12月～3月までは冬の省エネキャンペーンを行い、省エネを呼び掛けています。部屋は暖め過ぎず、衣類で調節して、室温20℃を目安に暖房温度を設定するなど、家庭や学校、職場における省エネへの一層の取り組みが必要です。日ごろの生活を見直し、できることから省エネを実践しましょう。

### 確定申告はお済みですか? 宇土税務署

#### 期限内納付と振替期日

平成16年分確定申告の納付期限は次のとおりです。  
所得税  
平成17年3月15日(火)  
消費税および地方消費税  
平成17年3月31日(木)  
納税は税務署だけでなく、お近くの銀行(日本銀行蔵入代理店)や郵便局などの金融機関でも受け付けています。また、納税は、銀行や郵便局などの預貯金口座から自動的に引き落とす「振替納税」が便利です。  
まだ、利用されていない方は、ぜひご利用ください。  
■所得税の確定申告が間違っていたときは  
確定申告をした後で、うっかりして所得の一部が申告漏れとなっていたり、扶養控除額の計算を誤ったために還付金が多過ぎたりしていることに気付いた場合は、速やかに「修正申告」をしてください。



所得税の確定申告は正しくお早めに

自発的に「修正申告」をした場合には、過少申告加算税は掛からないこととなります。また、逆に、申告した税額が多過ぎていたり、還付を受けた金額が少なかったりした場合には、「更正の請求」によって、正しい税額に訂正することが出来ます。  
なお、この「更正の請求」ができる期間は、原則として申告期限(平成16年分は、平成17年3月15日)から1年以内となっています。  
※納税や修正申告、更正の請求の手続きなどで分からないことがありましたら、お気軽にお尋ねください。  
問合せ先

### 宇土税務署

☎22-0410  
税務相談室(税金相談専用)  
☎22-0481

#### 軽自動車の手続き一部変更 税務課市民税係

軽自動車に関する手続きが一部変更になります。  
宇城市役所各支所の窓口で手続きできる物件 原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車  
手続方法  
○新規登録:所有者・使用者となる人の印鑑と譲渡・販売証明書が必要です。各支所窓口にて備え付けの標識交付申請書の様式に従い、手続きしてください。なお、譲渡・販売証明書は申請書中に欄を設けてあります  
○廃車:所有者・使用者の印鑑とナンバープレートが必要。各支所窓口にて備え付けの標識返納書に必要事項を記入のうえ、ナンバープレートと一緒に提出してください。

なお、ナンバープレートをき損、または亡失された場合は弁償金として2000円を納めていただきます  
○名義変更:①現所有者がナンバープレートを返納(廃車)し、そのうえで②次の所有者が新しいナンバープレートの交付を受ける(新規登録)という2つの手続きが必要となります。前述のそれぞれの手続方法に従ってください  
※手続きをする際、納税義務者については、所有者、使用者の住所、氏名、生年月日、電話番号を、車両については、種類、車名、車台番号、年式、排気量を記入していただく必要があります。  
※軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されますので、不用になった軽自動車は「廃車」の手続きを、また他人に譲ったときは「名義変更」の手続きをお早めに行ってください。  
問合せ先 税務課市民税係 ☎32-1111 (内線256・257)